

株式会社 増岡水道設備 行動計画（第2回）

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境を整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 3 年 8 月 1 日～令和 8 年 7 月 31 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1：所定外労働削減のための措置の実施。

<対策>

- 継続して毎週水曜日をノー残業デーとする。
- 毎月の全体会議で社員への周知徹底、定時退社を促す
- 所定外労働時間の削減に向けた意識改革を行う

目標 2：年次有給休暇の取得促進のための実施

<対策>

- 計画的な取得に向けて取得計画を策定する
- すべての社員が有給休暇の計画取得を促進させる。
- 半日有給休暇制度導入
- 毎月の全体会議での社員への周知徹底